ききょうデイサービスセンター

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、利用者ご本人に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

なお､当サービスの利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果｢要介護｣と認定された方が対象となります。しかし、介護保険（要介護・要支援）認定をまだ受けていない方でも、認定見込みのある方については、申請日から｢みなし｣でサービスの利用が可能な場合があります。

１．事業者

（１）法　人　名　　社会福祉法人　桔梗会

（２）法人所在地　　群馬県沼田市横塚町 957 番地 2

（３）電 話 番 号　　０２７８－２３－８８３１

（４）代表者氏名　　理事長　生方　秀二

（５）設立年月日　　平成２年９月１４日

２．事業所の概要

（１）　事業所の種類　　指定通所介護事業所

令和２年２月３日 県指令高第 30133-11 号指定　1070600125

指定有効期限　令和 8 年 3 月 31 日

（２）　事業所の目的

社会福祉法人桔梗会が行う指定通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において介護の提供に当たる従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

（３）事業所の名称　　ききょうデイサービスセンター

（４）事業所の所在地等　　群馬県沼田市横塚町 957 番地 2　　電話 0278-23-8831

（５）事業管理者　　施設長　　堤　佳史

（６）当事業所の運営方針

従業者は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（７）開設年月日　　平成１２年４月１日

（８）通常の事業の実施地域　沼田市

（９）営業日及び営業時間等

営 業 日	月～土（但し 12 月 31 日～1 月 3 日を除く）
サービス提供時間	月～土　9：30～16：00
受付時間	月～土　8：15～17：15

(10) 利用定員　　４０人（介護予防通所介護の利用者を含む。）

３．職員の配置状況

当事業所では、利用者ご本人に対して介護サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。**職員の配置については、指定基準を遵守しています。**

１	管　理　者	１名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
２	生活相談員	２名以上（うち、１名は兼務）
３	看護職員	１名以上
４	介護職員	６名以上（うち、１名は兼務）
５	機能訓練指導員	１名以上（看護職員と兼務）
６	調　理　員	１名以上

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

（１） 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条）（別紙、利用料金表をご覧下さい）

①入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスについては、総単位数に１０を乗じた額に対して介護保険負担割合証に記載されている割合を除した部分が介護保険から給付されます。

○　次の加算対象サービスは、種類や実施日、実施内容等について、居宅介護サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議した上で通所介護計画に定めます。

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の１割～３割を追加料金としてご負担いただきます。

（２）介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第５条参照）（別紙、利用料金表をご覧下さい）

① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 給付対象以外のレクリエーション等

ご契約者及び利用者ご本人の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をご負担していただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者ご本人の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担していただきます。

④ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域（沼田市）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、区域外からご自宅との間の送迎費用をご負担していただきます。

※　経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

⑤ 施設内及び施設外特別行事

行事ごとに計画詳細を提示し参加希望を聞いた上で、実費をご負担していただきます。

⑥ 延長利用　　営業時間以外の受入については延長利用料金をご負担していただきます。

延長受入時間：　7：30～9：30　　16：30～18：30

⑦ **日常生活費**　事前にご用意頂いていない日常生活消耗品等の料金をご負担して頂きます。
⑧ **食事の提供に要する費用をご負担して頂きます。**
⑨ **延長利用時の給食**　朝食と夕食については食費をご負担していただきます。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第８条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、次の通りお支払い下さい。

① １か月ごとに計算し、翌月にご請求いたします。お支払いは、原則、金融機関口座から自動引き落としとさせていただきますので、所定の用紙でお申し込み下さい。銀行等の場合は原則として毎月 19 日、郵便局の場合は原則として毎月 15 日に引落しとなります。

② 自動引落しの申し込みをされていない方は下記の口座へお振込みください。

・ お振込先：	**群馬銀行沼田支店　普通預金　０９８９２６１**
・	キキヨウデイサービスセンター
・ 名 義 人：	ききょうデイサービスセンター
・	**施設長　堤　佳史**

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第９条参照）

① 利用中止のご連絡は、当日の午前８時 15 分までに申し出てください。

② 当日午前８時１５分までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく事があります。
但し、利用者ご本人の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用当日の午前 8 時 15 分までに 申し出があった場合	**無料**
利用当日の午前 8 時 15 分までに 申し出がなかった場合	**当日の利用料金の 10% （自己負担相当額）**

５．サービス利用にあたっての留意事項

（１）　利用日にご持参いただくもの

デイサービスご利用時にご持参いただく物は、次のとおりです。

① 介護保険証及び健康保険証（初回及び保険証更新時）
② 内服薬及び処置に必要な医療用材料
③ 上履き及び着替え
④ ご家族との連絡帳（ほほえみノート）
⑤ 必要な介護用品（紙おむつ、紙パンツ、尿パット等）

※ 入浴用タオル、石鹸類、歯ブラシ等は用意してあります。
※ 金銭、貴重品はお持ちにならないで下さい。
また菓子や漬け物等食品類の持ち込み、及び他の利用者へのお裾分けはご遠慮下さい。
※ 職員へのお心付けは、一切お受けしないことになっております。

（２）　喫煙

施設外の喫煙スペースのみ喫煙ができます。

６．苦情の受付について（契約書第２６条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）　生活相談員　小野　英嗣・橋本　直樹

（ＴＥＬ）０２７８－２３－８８３１

（ＦＡＸ）０２７８－２３－８８３２

苦情は口頭でも受け付けますが、ききょうの里窓口には本会あて「要望箱」を設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

① ご利用者の保険者（出身市町村等）の介護保険担当課

※沼田市の場合：沼田市　健康福祉高齢福祉課介護保険係

〒378-8501　沼田市下之町 888　℡0278-23-2111

② 群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険推進課）

所在地　前橋市元総社町 335-8　電話 027-290-1363　FAX 027-255-5077

７．虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護及び虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する専任者　相談員　小野　英嗣

②成年後見制度の利用を支援しています。

③苦情解決体制は６のとおり、整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発や普及するための研修を実施しています。

８．身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。又、当事業所として、身体拘束を排除していくための取り組みを積極的に行います。

①緊急性・・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

②非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

③一時性・・・・・・利用者本人または他人の生命･身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

９．秘密の保持と個人情報の保護について

□利用者及びその家族に関する秘密の保持について

①当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

②当事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

③当事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

□個人情報の保護について

①当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても同様とします。

②当事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③当事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

１０．緊急時における対応方法

①サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

１１．事故発生時の対応

①サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び保険者へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１２．第三者評価の実施状況について

①実施しておりません。

ききょうデイサービスセンター

利　用　料　金　表

１　居宅介護サービス費（６時間以上７時間未満、介護保険負担割合証に１割と記載されている場合）

区分	項　　目	金　　額
基本	要介護１	５８４円／日
	要介護２	６８９円／日
	要介護３	７９６円／日
	要介護４	９０１円／日
	要介護５	１，００８円／日
加算	入浴介助加算（Ⅰ）	４０円／日
	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	５６円／日
	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	７６円／日
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	２０円／月
	認知症加算(日常生活自立度Ⅲ以上)	６０円／日
	若年性認知症利用者受入加算	６０円／日

	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	２０円／回
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	５円／回
	科学的介護推進加算	４０円／月
	家族送迎減算	△４７円／回
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	２２円／日 １８円／日 ６円／日
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	本サービスの介護報酬総単位数の９．２％（区分支給限度額の範囲外で加算となります。）

※基本料金はサービス提供時間によって異なります。

※なお、介護保険負担割合証に２割又は３割と記載されている場合は、総単位数に割合を乗じた額です。

２　その他の費用

料金の種類	金　　額
特別な食事の費用	実　　費
通常の事業地域を越えて行う送迎サービス	１キロメートルごと　　３０円／㎞
食事の提供のに要する費用	昼　　食　　５２２円／回 （朝食４０１円・夕食５２２円／回）
サービス延長料金	２５０円／15分ごと
日常生活費	おむつ代　　１２０円／枚 パンツタイプ　　１５０円／枚 尿取りパッド　　３０円／枚 褥瘡処置用滅菌ガーゼ　　１５円／枚 モアブラシ（口腔ケア用）　　５００円／本
特別な行事費	実　　費
理美容代	理美容業者に直接支払･税込　　１，７００円／回

令和６年６月１日　改正